

諮問番号：個人情報保護諮問第17号

答申番号：川情審査個情答申第13号

答申書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）が令和5年4月13日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇 〇〇は、令和5年3月31日付け、市政情報コーナーに保有個人情報開示請求書を提出し、（ア）川口市国民健康保険税の支払金額と日時、（イ）督促状・催告書の題と送付日、（ウ）納付相談記録の開示請求を行った。
- 2 令和5年4月13日付け、（ア）及び（イ）については開示、（ウ）に関しては、市内部の検討事項及び個人の相談記録事項が含まれており、開示により適正な意思決定及び事務執行に支障をきたすおそれがあることを理由に部分開示決定が行われた。
- 3 令和5年4月17日、戸塚支所において、対象公文書を請求人に職員が手交した。
- 4 令和5年4月18日、請求人は、架電にて、不開示部分の開示を求めた。川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第4号及び第7号による旨説明するも請求人の理解は得られなかった。
- 5 請求人は、令和5年5月10日付け、審査請求を行い、実施機関は、令和5年6月28日付け、条例第30条第1項に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人は、審査請求の理由及び趣旨として、虚偽公文書の作成があること

及び刑法161条の2及び156条を主張した。

- 2 実施機関は、令和5年6月7日付け弁明書において、虚偽公文書の作成については否認、刑法に係る主張は本件処分に対してではなく、その内容に係る主張であるため、審査対象外として、認否は問わず、非開示部分については、条例第16条第4号及び第7号該当との主張をした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

年 月 日	経過
令和5年6月28日	諮問
令和5年8月21日	審査
令和5年10月23日	実施機関からの意見聴取
令和5年11月27日	審査
令和6年1月22日	審査
令和6年2月7日	請求人による口頭意見陳述
令和6年4月3日	審査
令和6年6月17日	審査

第5 審査会の判断

- 1 当審査会において、本件審査請求にかかる文書の不開示部分について検分したところ、実施機関が条例第16条第4号及び第7号該当とした点について、特段、不合理な点は認められなかった。

よって、本件部分開示決定は妥当であり、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

- 2 なお、審査請求書記載の理由及び趣旨、口頭意見陳述における請求人の主張等について、当審査会の所見を述べる。

まず、虚偽公文書作成については、何らの具体的証拠も示されていない。

次に、刑法への抵触については、刑事手続で判断されるべき事項であり、行政上の救済制度で判断することはできない（参考判例として、最判昭和5

7年7月15日民集36巻6号1169頁)。

令和6年6月17日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊